

令和4年度 県立病院の医療安全管理の取組について

地方独立行政法人埼玉県立病院機構

県立病院機構では、医療の透明性を高め、県民の皆様との信頼関係を築くため、インシデント・アクシデント報告件数や県立病院における医療安全の取組について公表しています。

1 対象病院

県立循環器・呼吸器病センター、県立がんセンター、県立小児医療センター、県立精神医療センター

2 インシデント・アクシデントの定義

本集計において、インシデント・アクシデントは、次のとおり定義しています。

区分	説明
インシデント	日常診療の場で、「ヒヤリ」としたり、「ハッ」としたりした事例で、実際には患者さんに障害を及ぼすことはほとんどなかったものの、有害な結果が発生する可能性のあった事例をいいます。
アクシデント	過失の有無に関わらず、患者さんにとって本来の治療目的に反した有害な結果が発生した事例をいいます。

《参考》県立病院におけるインシデントのレベル定義（影響度分類）

区分	レベル	説明
インシデント	レベル0	エラーや医薬品・医療用具の不具合がみられたが、患者には実施されなかった。
	レベル1	患者への実害はなかった。 (何らかの影響を与えた可能性は否定できない。)
	レベル2	処置や治療は行わなかった。 (患者観察の強化、バイタルサインの軽度変化、安全確認のための検査などの必要性は生じた。)
	レベル3a	簡単な処置や治療を要した。 (消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮痛剤の投与など)
アクシデント	レベル3b	濃厚な処置や治療を要した。 (バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院日数の延長、外来患者の入院、骨折など)
	レベル4a	永続的な障害や後遺症が残ったが、有意な機能障害や美容上の問題は伴わない。
	レベル4b	永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害や美容上の問題は伴う。
	レベル5	死亡（原疾患の自然経過によるものを除く。)